

ベルギー

特許法

1997年1月28日改正

1997年4月14日施行

目次

第1章 序

第1条

第11章 特許

第1部 総則

第2条

第3条

第4条

第5条

第6条

第7条

第2部 特許を受ける権利

第8条

第9条

第10条

第11条

第12条

第3部 特許の付与

第13条

第14条

第15条

第16条

第17条

第18条

第19条

第20条

第21条

第22条

第23条

第24条

第25条

第4部 特許及び特許出願に起因する権利及び義務

第26条

第27条

第28条

第29条

第30条

第31条

第32条

第33条

第34条

第35条

第36条

第37条

第38条

第39条

第40条

第41条

第42条

第5部 財産権の対象としての特許及び特許出願

第43条

第44条

第45条

第46条

第47条

第48条

第6部 特許の取消

第49条

第50条

第51条

第7部 特許により与えられる権利の保護

第52条

第53条

第54条

第III章 庁に対する代理

第55条

第56条

第57条

第 58 条
第 59 条
第 60 条
第 61 条
第 62 条
第 63 条
第 64 条
第 65 条
第 66 条
第 67 条
第 68 条
第 69 条
第 70 条

第 IV 章 雜則

第 71 条
第 72 条
第 73 条
第 74 条
第 75 条
第 76 条
第 77 条
第 78 条

第1章 序

第1条

[1] 本法の適用上、

「パリ条約」とは、1883年3月20日にパリで調印され、1884年7月5日法律によって採択された工業所有権の保護に関する条約をいい、ベルギーによって批准されたその各改正法を含む。

「PCT」とは、1970年6月19日にワシントンで作成され、1977年7月8日法律によって採択された特許協力条約をいう。

「欧州特許条約」とは、1973年10月5日にミュンヘンで作成され、1977年7月8日法律によって採択された欧州特許の付与に関する条約をいう。

「1955年1月10日法律」とは、領域の防衛及び国の安全保障に関する発明及び製造秘密の開示及び実施に関する法律をいう。

「1955年8月4日法律」とは、原子力の分野における国の安全保障に関する法律をいう。

「欧州特許庁」とは、欧州特許条約により設立された欧州特許庁をいう。

「大臣」とは、工業所有権を所管する大臣をいう。

「庁」とは、経済省工業所有権庁及び第55条から第59条まで、第61条、第66条及び第69条の施行に関しては第14条の規定により国王の指定した文民官庁をいう。

「登録簿」とは、特許登録簿をいう。

「公報」とは、特許公報をいう。

[2] 本法は、ベルギーで適用されている諸条約の何れの規定にも影響を及ぼさない。

第 11 章 特許

第 1 部 総則

第 2 条

本法で定める条件の下に及び限界内で、「発明特許」(以下「特許」という。)の名称の下に、期間を限定された排他的権利が、新規であり、進歩性を備え、かつ、産業上利用することのできる発明の実施のために与えられる。

第 3 条

[1] 次に掲げるものは、第 2 条の趣旨に該当する発明とは認めない。

(1) 発見、科学理論及び数学的方法

(2) 美的創作物

(3) 精神的活動、遊戯若しくは業務を執行するための計画、法則及び方法、並びにコンピュータ・プログラム

(4) 情報の提示

[2] [1]の規定は、同項に述べる対象事項又は活動の特許性を、特許出願又は特許が当該対象事項又は活動それ自体に係わる限度においてのみ排除する。

第 4 条

[1] 次のものは、本法で与えられる保護から排除される。

(1) 植物新品種の保護に関する 1975 年 5 月 20 日法律により設定された保護を受ける植物新品種

(2) 動物品種

(3) 植物又は動物を生産する本質的に生物学的な方法

本規定は、微生物学的方法又はこれによって生産される生産物には適用しない。

[2] 特許は、その公表又は実施が公の秩序又は道徳に反する虞のある発明には与えない。ただし、その実施が法令によって禁止されているという理由のみで、それが前記の通り反すると認めてはならない。

第 5 条

[1] 発明は、それが技術水準の一部を構成していないときは、新規であると認める。

[2] 技術水準は、特許出願日前に書面又は口頭による記述、使用又はその他の方法により公衆にとって利用可能となっているすべてのものを含むものとする。

[3] そのほか、ベルギー特許出願及び欧州特許出願又はベルギーを指定国とする国際特許出願であって、その出願が[2]にいう日より早く、かつ、当該の日以後に公表されたものの内容も、また、技術水準に包含されるものとする。

[4] [1]から[3]までの規定は、物質又は合成物であって技術水準に包含され、かつ、第 7 条[2]にいう方法で使用されるものの特許性を排除しない。ただし、第 7 条[2]にいう方法でのその使用が技術水準に包含されないことを条件とする。

[5] 発明の開示は、それが特許出願に先立つ 6 月以内に生じたとき及びそれが次の事由に起

因するときには、考慮しない。

(a) 出願人若しくはその法律上の前権利者に対する明白な濫用、又は

(b) 出願人若しくはその法律上の前権利者が、1928年11月22日にパリで署名された国際博覧会に関する条約の規定に該当する公の若しくは公に認められた国際博覧会にその発明を展示した事実。ただし、出願人がその出願を提出する際に、その発明が前記の通り展示されたことを記載し、及び国王の指定する期間内に、かつ、条件の下にこれを支持する証明書を提出することを条件とする。

第6条

発明は、それが技術水準に照らし、当該技術に熟練する者にとって自明でないときは、進歩性を備えているものと認める。第5条[3]の趣旨に該当する文書は、進歩性の有無を決定する上では考慮しない。

第7条

[1] 発明は、それが農業を含む産業の何れかの分野において製造され又は使用されるときは、産業上利用可能なものとする。

[2] 人間又は動物の身体に外科術若しくは治療により処置する方法及び人間又は動物の身体に施行する診断方法は、[1]の趣旨に該当する産業的利用の可能な発明と認めない。本規定は、これらの方法の何れかに使用される生産物、とりわけ物質又は合成物に適用しない。

第2部 特許を受ける権利

第8条

特許を受ける権利は、発明者又はその承継人に属する。

2人以上の者が相互に独立して発明をしたときは、特許を受ける権利は、最先の出願日を有する特許出願をした者に属する。

庁に対する出願手続をする出願人は特許を受ける権利を有するものと推定する。

第9条

[1] 発明者若しくはその承継人から違法に知得された発明又は法的若しくは契約的義務に違反して知得された発明について特許出願があったときは、被害者は所有者としての資格において、他の権利又は手続にかかわりなく、その特許出願又は特許の移転を請求することができる。

[2] 被害者は、特許出願又は特許の一部のみについて権利を有するときは、共同所有者としての資格において、[1]の規定により移転を請求することができる。

[3] [1]及び[2]にいう権利は、特許付与の日後遅くとも2年以内に行使しなければならない。本規定は、特許権者が特許を付与され又は取得した当時、自己が特許を受ける権利を有していなかったことを知っていた場合は適用しない。

[4] 訴訟の開始は登録簿に登録されるものとする。当該訴訟の終局判決又は訴訟の取下も同様に登録されるものとする。これらの登録は、原告又は利害関係人の請求により事案を審理した裁判所の書記官によって行われるものとする。

第 10 条

[1] 特許出願又は特許の所有権の完全な変更が第 9 条[4]の訴訟の結果成立するときは、ライセンスその他の権利は登録簿への正当権利者の登録により消滅する。

[2] 訴訟提起の登録前に、

(a) 特許出願若しくは特許の所有者がベルギーにおいてその発明を実施していたか若しくはその目的のため相当な準備をしていたとき、又は

(b) 実施権者がベルギーの領域でその発明を取得し、実施していたか若しくはその目的のため有効かつ相当な準備をしていたときは、これらの者は、登録簿に登録されたその特許出願又はその特許の新しい所有者に非排他的ライセンスの設定を請求することにより、当該実施を継続することができる。この請求は、国王の指定する期間内にしなければならない。ライセンスは合理的な期間内、かつ、合理的な条件の下に与えられるものとする。

[3] [2]の規定は、実施又はその目的のための準備の開始の当時、特許出願若しくは特許の所有者又は実施権者が悪意で行動した場合は適用しない。

第 11 条

第 9 条及び第 10 条の規定は、特許出願又は特許の所有権に関する係争事件が仲裁裁判に付託された場合に適用する。

第 12 条

発明者は、特許に発明者として記載される権利を有する。発明者は、そのような記載に異議を申し立てることもできる。

第 3 部 特許の付与

第 13 条

特許を受けようとする者は、出願をしなければならない。そのような出願は、本法及び国王の規定する条件及び形式要件を満たさなければならない。

第 14 条

第 III 章の適用に拘らず、特許出願は自ら又は郵便により庁に提出しなければならない。出願はまた、その目的のために国王が指定する王国の公務所に自ら提出することもできる。

記録は、その目的のために大臣が指定する庁の職員又は公務所の担当職員により手数料を徴収すること無しに作成されるものとし、それには各出願を記載し、文書が受領された日時を記入するものとする。出願人は、自ら出頭し出願をするときは、その記録に署名するものとする。

第 15 条

[1] 特許出願は次に掲げるものを含んでいなければならない。

- (1) 長官に宛てた特許付与すべき旨の請求
- (2) 発明の説明
- (3) 1 又は 2 以上のクレーム

(4) 説明又はクレーム中に言う図面

(5) 要約

[2] 各特許出願には出願手数料を納付しなければならない。当該手数料を納付したことの証明は、出願日から遅くとも1月以内に庁に提出されなければならない。

第16条

[1] 第14条の条件が満たされることを条件として、特許出願日とは、出願人の提出する文書が次の事項を具備する日とする。

(1) 特許を求める旨の陳述

(2) 出願人を証明する情報

(3) 発明の説明及び1又は2以上のクレーム。それが本法又はその施行規則の他の要件に適合しない場合を含む。

[2] [1]の要件を満たさない特許出願は受理されない。

[3] 1955年1月10日及び1955年8月4日の法律の適用に拘らず、特許出願は登録簿に登録される。

第17条

[1] 特許出願は、当該技術に熟練する者が実施をするのに十分な程度に明確かつ完全な発明の説明を含んでいなければならない。

発明が公衆に利用可能となっていない微生物にかかわるときは、微生物の培養菌を国王により正規に許可された機関に寄託しなければならない。

[2] クレームは、保護を求める事項を明確にしなければならない。クレームは明確かつ簡潔であり、また、明細書により支持されていなければならない。

[3] 図面は、発明の理解のために必要であるときは、添付しなければならない。

[4] 要約には、必要な場合は図面が添付されるものとし、要約は技術情報としてのみ使用されるものとする。要約は、それ以外の目的で考慮してはならない。要約は、庁により確認されなければならない。

第18条

特許出願は、単一の発明のみ又は単一の概括的発明概念を形成するよう連結されている一群の発明に関連するものでなければならない。

前段落の要件に適合しない出願は、所定の期間内に分割しなければならない。

分割出願は、先の出願の内容を超えない対象についてのみ提出することができる。本条の規定が遵守される限り、分割出願は先の出願日に提出されたものとみなし、及び、該当する場合は、当該先の出願の優先権を享有する。

本条の規定によって分割がなされない場合は、出願は拒絶される。

第19条

[1] パリ条約の下での先の出願の優先権の利益を享受しようとする特許出願人は、国王の規定する条件に従い、かつ、期間内に優先権の宣言及び先の出願の写を提出しなければならない。

先の出願とは、正規の先のベルギー特許出願又はベルギーを指定国とする正規の先の欧州若しくは国際特許出願をいう。

パリ条約の非同盟国である国でなされた先の出願に起因する優先権は、当該国が国際協定により先のベルギー特許出願又はベルギーを指定国とする先の欧州若しくは国際特許出願に基づき、パリ条約に規定されているものと同等の条件及び効果の下に優先権を与える場合のみ、パリ条約に規定されているものと同等の条件及び効果の下に主張することができる。

[2] 複合優先が異なる国に起因しているという事実があったとしても、特許出願について複合優先を主張することができる。該当する場合は、複合優先を唯一のクレームについて主張することができる。複合優先が主張されるときは、優先日から開始する期間は、最先の優先日から開始する。

[3] 1 又は 2 以上の優先権が 1 つの特許出願について主張されるときは、優先権は当該特許出願の要素であって優先権が主張される 1 又は複数の出願に含まれているもののみを対象とする。

[4] 優先権が主張される発明の一定の要素が先の出願において定義されたクレームに表示されていない場合であっても、先の出願書類の全体がこれらの要素を明確に開示している場合は、優先権が付与されることがある。

[5] 優先権は、第 5 条[2]及び第 5 条[3]の目的としては、優先日が特許出願の提出日として計算されるという効果を有する。

[6] 優先権を主張するときは、国王が規定する条件の下に、かつ、期間内にその手数料を納付しなければならない。

[7] 本条に定める期限、及び条件を守らないときは、関係特許出願について自動的に優先権の喪失を生じる。

第 20 条

[1] 特許出願が第 16 条の要件には適合しているが法律上の他の要件に適合していないときは、出願人は手数料を納付し、所定の期間内にその出願を正規のものに補正することができる。この期限が終了したときは、不正規の出願は全て拒絶される。

[2] 特許出願は、それが取り下げられたとき又はその後の抗告を不可能にする決定によって拒絶されたときは、特許出願はなんらの効果も生じなかったものとみなす。本規定は、優先権の取得に関するパリ条約の規定に影響を及ぼさない。

第 21 条

[1] 特許出願の結果として、その発明についての調査報告が作成されなければならない。

[2] 調査報告は、国王の指定する政府機関によって作成される。

調査報告は、明細書、及び、該当する場合は図面も考慮に入れた上で、クレームに基づき作成される。調査報告は、当該発明が新規であり、かつ、進歩性を具備しているか否かを決定する上で考慮されるべき先行技術の要素を引用しなければならない。

[3] 出願人は、国王の決定する条件の下に、かつ、期限内に調査手数料を納付しなければならない。

[4] 庁は、出願人が調査手数料を納付すべき期限及び手数料を納付しない場合の効果を、出願人に通知するものとする。通知の写は、庁から登録簿に登録されている用益権者、質権者、

差押人，又は実施権者に送付されるものとする。

通知の写はまた，庁から，特許出願を主張する訴訟が登録簿に登録されているすべての訴訟提起者に送付されるものとする。

[3]の規定に拘らず，訴訟提起者は[3]に定める期間内に調査手数料を納付することができる。特許出願の所有者も調査手数料を納付するときは，庁は訴訟提起者にその納付した手数料を還付する。

訴訟の却下又は放棄の場合，調査手数料を納付した訴訟提起者は，庁にも，また，特許出願の所有者であって当該手数料を納付しなかった者にも，当該手数料の還付を請求することはできない。

通知及び写は，庁から関係当事者の最近に通知された住所宛てに送付されるものとする。通知及び写の送付又は受領のないことは，所定の期間内に調査手数料を納付する義務を免除するものではなく，また，庁，又は裁判所に対しその援用を可能にすることもない。

[5] 庁は調査報告書を出願人に送付するものとし，出願人はクレーム及び要約の新しい文言を提出することができる。クレームの新しい文言は，特許出願の範囲を超えることはできない。クレームの新しい文言を提出した出願人からの請求がある場合，庁は新しいクレームに適合しない要素を除去するためにのみ明細書の補正を許可することができる。

[6] 国王は調査報告書の作成，並びにクレーム，説明及び要約の補正に関する条件及び期間を定める。

[7] 特許出願に係わる発明が，1955年1月10日法律又は1955年8月4日法律の規定によるものであるときは，第22条[2]第3段落の適用に拘らず，本条の規定による手続は，当該発明に関する秘密が解除されるまで開始されないものとする。

[8] ベルギーで提出された特許出願に係わる発明と同一の発明につき，[2]にいう政府間機関により作成された調査報告書が，外国特許に関する付与手続の下で，[3]にいう調査手数料の納付期間の満了前に提出されたときは，国王は出願人の請求により，当該調査報告書が国王の規定する条件の下に，ベルギーでの特許付与手続においても使用することができる旨を決定することができる。

[9] [3]にいう期間内に出願人が庁に請求するときは，庁は提出された特許出願に係わる発明をPCT第15条(5)(a)の国際型調査に付すものとする。当該調査は[1]にいう発明に関する調査に該当するものとみなす。この請求を行う場合は，手数料を納付しなければならない。

第22条

[1] 第39条[3]に従うことを条件とするが，特許付与について規定する形式手続が完成されていることは，省の決定によって確認される。この決定は特許を構成する。

[2] この決定は，特許出願の提出日から，又は第19条の規定によりパリ条約の下での優先権が主張されるときは，優先権申立書に記載された最先の優先日から18月の期間の満了後できる限り速やかに行われるものとする。

出願人は，特許付与を受けるための形式手続が完成後，可及的速やかに決定が行われるように請求することができる。

前数段落の規定は，1955年1月10日法律又は1955年8月4日法律の規定による発明についての出願人が，国王が規定する特許出願の提出日から始まる期間内に，第21条[3]の規定による調査手数料を納付しない意思を書面で庁に通知する場合にも適用する。ただし，かかる

規定は、ここで言う期間内に特許出願の所有権を主張する訴訟が登録簿に登録された場合は適用しない。

[3] 特許は、発明の特許性をあらかじめ審査することなしに、また、発明の価値又はその明細書の正確性を保証することなしに、出願人のリスクにおいて付与される。

[4] 1955年1月10日法律及び1955年8月4日法律の適用に拘らず、特許の付与は登録簿に登録される。

第23条

1955年1月10日法律及び1955年8月4日法律の適用を条件として、特許書類は特許付与の日に庁において公衆が利用できるようにされる。この日から国王の規定する条件の下に及び形式において、その写を入手することができる。

特許書類には、特許付与についての省決定、明細書、クレーム、明細書が言及する図面及び、該当する場合は、調査報告書、クレームの新しい文言、補正された明細書、パリ条約の下での優先権主張に係わる書類が含まれるものとする。

第24条

第2条の下での排他的権利は、特許が公衆に利用可能とされる日に効力を生ずる。

第25条

[1] 登録簿備え付けの方法は、大臣が定める。登録簿への登録事項は、公報で公告する。登録簿は、庁において公衆の閲覧のために開放される。

[2] 庁は、付与された特許を全文で公告する。特許はまた、その要旨を公報で公告する。国王は、公報の予約購読条件を規定する。

第4部 特許及び特許出願に起因する権利及び義務

第26条

特許で与えられる保護の範囲は、クレームの文言によって定められる。ただし、明細書及び図面がクレームの解釈のために使用されるものとする。

特許の対象が方法であるときは、特許で付与される権利は、その方法から直接に生産される生産物に及ぶ。

第27条

[1] 特許はその所有者に、第三者がその同意を得ないで次のことを行うのを阻止する権利を与える。

(a) 特許の対象である生産物を製造し、提供し、市場におき、若しくは使用すること、又はこれらの目的のために生産物を輸入し若しくは貯蔵すること

(b) 特許の対象である方法を使用すること、又はその方法の使用は特許権者の同意なしでは禁止されていることを第三者が知っており、若しくは当該の事情の下においては自明である場合に、その方法をベルギーの領域での使用のために提供すること

(c) 特許の対象である方法によって直接に取得される生産物を提供し、市場におき、使用し、

又はこれらの目的のために輸入し若しくは貯蔵すること

[2] 特許はまたその所有者に対し、その同意を得ていない第三者が特許発明を実施する正当な権利を有する者以外の者に当該発明の不可欠の要素に係わる手段を、それが当該発明を実施するのに適切であり、かつ、その用途に供されるものであることを当該第三者が知り又は当該事情の下において明白である場合に、ベルギーの領域での実施のために供給し又は供給の申込をすることを阻止する権利を与える。

前号の規定は、当該手段が主要な取引生産物である場合は適用しない。ただし、第三者が被供給者に[1]で禁止されている行為を犯すよう誘導するときは、この限りではない。

第 28 条(a)から(c)までにいう行為を実行する者は、[1]の趣旨での発明を実施する正当な権利を有する者とは認めない。

第 28 条

[1] 特許によって付与される権利は、次に掲げる事項には及ばない。

(a) 私的に、非業務目的で行われる行為

(b) 特許発明の対象に係わる実験の目的で行われる行為

(c) 薬局で個々の事例につき、医師の処方に従い即座に薬品を調合する行為又は前記のとおり調合された薬品に関する行為

(d) 工業所有権の保護に関するパリ同盟の同盟国であってベルギーを除くものの船舶が一時的に若しくは偶発的にベルギーの領水に入った場合、当該船舶内でその船舶の船体、機械、船具、装備その他の付属物において特許発明の対象が使用されること。ただし、当該対象が専らその船舶の必要のために使用されることを条件とする。

(e) 工業所有権の保護に関するパリ同盟の同盟国であってベルギーを除くものの航空機若しくは車輛が一時的に又は偶発的にベルギーの領域に入った場合に、その航空機若しくは車輛又はその付属物の構造若しくは機能において特許発明の対象が使用されること

(f) 1944 年 12 月 7 日国際民間航空条約第 27 条に規定する行為。ただし、これらの行為が同条の規定の利益を享受する国であってベルギー以外のものの航空機にかかわることを条件とする。

[2] 特許によって付与される権利は、特許に係わる生産物が特許権者により又はその明示の同意を得てベルギーの市場におかれた後、当該生産物に関してベルギーの領域内で行われる行為には及ばない。

第 29 条

特許出願人は、特許出願人の請求により特許出願が公衆に利用可能とされた日又は出願の写が関係する第三者に利用可能とされた日から特許が付与された日までの間において、当該期間の経過後においては特許を理由として禁止されるであろう方法で発明を利用した第三者に対し、事情に応じた適切な補償金を請求することができる。

第 1 段落にいう写は、庁の長官又はその代理者によって証明されていなければならない。

当事者間に合意がないときは、補償金は裁判所が決定するものとし、その場合、裁判所は、特許出願人と第三者との利益を保護するために必要と認める措置も命ずることができる。

特許出願によって与えられる保護の範囲は、庁に提出された最後のクレームに従って定める。クレームの最後の文言が最初のクレームの範囲を制限している場合、第三者は特許が与えら

れた後で、支払った補償金の返還を請求することができる。

特許出願の用益権者は、本条の規定に依存することができる。

特許出願が大臣宛での請求の結果、公衆に利用可能となったときは、この事実は登録簿に登録される。

補償金を求める訴訟及びその返還を求める訴訟は、特許の実施の終了日又は特許付与の日から5年後においては禁止される。

第30条

[1] 特許の出願日又は優先日前に善意でベルギーの領域内で特許の対象である発明を使用し又は所有していた者は、特許の存在に拘らず、この発明を実施する個人的権利を享受する。

[2] 特許によって与えられる権利は、[1]にいう権利を享受する者が特許に係わる生産物をベルギーの市場に置いた後で、その生産物に関してベルギーの領域内で行われる行為には及ばない。

[3] 本条によって与えられる権利は、その権利の属する事業と共にする場合に限り、移転することができる。

第31条

[1] 大臣は次の場合は、第32条から第34条までの条件に従い、特許に係わる発明を実施するためのライセンスを与えることができる。

(1) 特許出願の日から4年の期間又は特許が与えられた日から3年の期間のうち何れか遅く満了する期間が、輸入の手段又はベルギーでの有効かつ継続的な作業により特許発明が実施されることなく、また、特許権者が自己の不作為を正当な理由で正当化することなしに、経過した場合。その対象が機械である場合は、特許権者によるベルギーでの有効かつ継続的な製造又は当該機械により取得される生産物は、ベルギーにおける特許発明の実施に当たるとみなすことができる。ただし、当該生産が機械それ自体の生産よりも国の経済にとってより重要であると考えられることを条件とする。

不実施又は不十分な実施を理由とする強制ライセンスは、当該ライセンスが主として国内市場向け供給のために与えるという条件の下でのみ、付与される。

(2) ライセンス請求人の所有する特許に係わる発明が、先の出願に基づき与えられた特許に起因する権利を侵害すること無しには実施することができない場合。ただし、従属特許により、主特許で請求されている発明に関連し、相当な経済的意義を有する重要な技術的進歩が可能になること、及びライセンスが主として国内市場向けの供給のために与えられることを条件とする。

[2] ライセンス請求人は、次のことを証明しなければならない。

(1) [1]で述べられている場合において、

(a) 特許権者が当該規定の何れかに該当すること

(b) 請求人が特許権者に対し任意のライセンス設定を求めたが成功しなかったこと

(2) さらに、1の規定の下でライセンスが請求される場合は、ライセンスが与えられたときは、特許発明に従い、ベルギーにおいて有効かつ継続的な生産に着手するために必要な手段を請求人が所有していること

[3] 強制ライセンスが請求されている特許に係わる発明について権利侵害の訴訟があり、そ

れがライセンス請求人に向けられている場合は、判決が確定するまでライセンスの付与手続は停止される。侵害が確認されたときは、強制ライセンスの請求は却下される。

[4] 特別の分野、特に国防及び原子力の分野における特許発明のライセンス付与に係わる法令は、適用されるものとする。

第 32 条

[1] 第 31 条の適用により付与される強制ライセンスは、排他的ではないものとする。

[2] 第 31 条1第 2 段落の規定に拘らず、第 31 条1の適用によって設定されたライセンスは、実施権者に対しベルギーにおいて有効かつ継続的な生産により当該発明を利用する権利のみを与える。大臣は、当該ライセンス請求が特許で請求されている方法を十分に使用するようにするため、当該生産を達成すべき期間を定めるものとする。

強制ライセンスについては期間を限定するか、又は当該発明が第 31 条[1]でいう需要を満たすために必要な物品以外も生産可能な場合は、発明の一部に限定することができる。

強制ライセンスが付与された場合は、付与の決定において別段の定がある場合を除き、特許権者と実施権者との関係は、契約による実施許諾者と実施権者との関係に等しいものとする。

[3] 第 31 条[1](2)によるライセンスは、主特許発明の対象である発明のうち、従属特許発明を利用するために使用される部分に限定され、当該利用に関連する使用のみを認めるものとする。

[2]第 3 段落は強制ライセンスに適用する。

強制ライセンスを課せられた特許権者は、双方の発明が同一産業分野に係わるときには、強制ライセンスの請求人が請求の基礎とした特許について、ライセンスの付与を受けることができる。

第 33 条

[1] 第 31 条[1]にいう各々の場合に、大臣は請求に基づき強制ライセンスを付与する。

[2] 大臣は請求を強制ライセンス委員会に回付する。同委員会は当事者を審問し、可能な場合は双方を調停し、不可能な場合は請求の正当化に関し理由を付した意見を大臣に送付する。同委員会は、関係する一件書類をその意見に添付する。

大臣は請求について決定し、その決定を当事者に書留郵便で通知する。

[3] 第 31 条[1](2)にいう場合に、主特許の特許権者がライセンス請求人の特許の従属性、その有効性、及びライセンスにより主特許で請求されている発明に関連し、相当な経済的意味を有する重要な技術的進歩が可能になると言う事実の何れについても争わないときは、強制ライセンスの請求は正当なものと宣言される。

先の特許の特許権者がライセンス請求人の特許の従属性を否認するときは、後者は先の特許の特許権者から侵害の訴訟を提起されることなく、自己の特許発明及びいわゆる主発明なるものを実施することについて、自動的に権限を与えられるものとする。

従属特許の有効性について争いがあるときは、ライセンス請求の正当性の承認に関する行政手続は中止される。ただし、主特許権者が管轄裁判所に従属特許の無効訴訟を既に提起しているか又は、主特許権者がライセンス請求が提起された旨の通知を受けてから 2 月以内に当該ライセンス請求人を法廷に召喚の要求をしていることを条件とする。

従属特許の特殊な技術的価値について争いがあるときは、主特許権者がライセンス請求が提

出された旨の通知を受けてから 2 月以内に申立書を非公開審理のために裁判所に提出することを条件として、ライセンス請求の正当性の承認に関する行政手続は中止される。裁判所の決定は、上訴又は異議の申立に服しない。

前記 2 つの段落に定められている期限を守らないときは、主特許権者は裁判所に不服を申し立てることができない。

第 34 条

[1] 決定の通知から 4 月以内に、特許権者及びライセンス請求人は相互の権利義務を定める合意書を締結しなければならない。大臣はそれについて通知を受けるものとする。前記の期限内に合意が成立しないときは、その相互の権利及び義務は、何れかの当事者の請求に基づき、裁判所が非公開で決定する。

確定判決の写は、直ちに裁判所書記官から大臣に送付されるものとする。

如何なる場合にも、このようにして定められる当事者の義務には、ライセンスの経済的価値を考慮した十分な報酬が含まれていなければならない。

[2] 大臣は理由を付した決定により、ライセンスを付与する。

強制ライセンス及びその関連の決定は、登録簿に登録されるものとする。

決定は、ベルギー官報及び公報に公表される。

第 35 条

[1] 中央経済会議に第 33 条、第 36 条、第 37 条及び第 38 条によって課せられた業務を担当する強制ライセンス委員会を設置する。

同委員会は、議長他に、大臣が任命する 8 人の委員から構成される。

6 人の委員は、次の 2 グループから同数で指名される。

(a) 一方は、工業、農業、商業及び中小企業を代表する団体

(b) 他方は、労働者及び消費組合を代表する団体

(a) 及び (b) の各グループによって指名される 3 人の委員のうち 2 人は、中央経済会議の委員でなければならない。

2 人の委員は、(a) 及び (b) のグループの共同提案に基づき、工業所有権会議の委員の中から指名される。

委員会には、常任委員と同数の代理委員を設ける。代理委員は、自己の属するグループの常任委員の代理としてのみ、投票権を有する。

委員会の議長は、中央経済会議の議長とする。中央経済会議の議長に故障があるときは、委員会の事務長を併任する同会議事務長が議長となる。議長は 1 票を有する。

委員会事務局は、中央経済会議事務局が担当する。

委員会の委員の任期は、中央経済会議の委員の任期に等しいものとし、後者の任期と同時に終了する。委員は再選を妨げられない。

中央経済会議が常任委員又は代理委員を交代させるときは、新任者の任期は前任者の任期の残存期間とする。

委員会は自己の手続規則を設けるものとし、当該規則は中央経済会議の承認を受けなければならない。

委員会は委員の半数以上が出席するときに限り、有効に行動することができる。第 2 回目の

召集の後には、委員会は出席者数にかかわらず有効に行動することができる。意見表明及び決議は、単純過半数により採択される。可否同数の時は、議長の決するところによる。委員会の意見表明及び決議には、理由を付さなければならない。

[2] 国王は、最低 5 年の勤続年数を有する裁判所起訴部の部員の中から、長官付報告官 (Commissioner-Rapporteur) 並びに、長官付報告官の監督及び指揮の下に同一の職務を遂行する 2 名の副長官付報告官を強制ライセンス委員会の担当官に任命する。

その任期は 5 年とし、再任を妨げない。

国王は、長官付報告官及び副長官付報告官の出席手当、休暇手当、旅費、日当を定める。

長官付報告官は、全ての情報を収集し、全ての口頭又は書面による申立又は証言を受領し、その所有者が誰であるかを問わず、自己の任務を遂行するために必要と考える全ての文書又は情報を連絡させ、現場で所要の検証を行い、専門家を任命し、また、その任務を定める。

長官付報告官は、以下に定める範囲内で調査を命ずることができる。長官付報告官は、事件を検証するために必要と考える文書又は情報を発見することができる土地及び家屋に、自由に立ち入ることができる。

長官付報告官は、現場で差押を行うことができるだけであって、封印をすることはできない。

長官付報告官は私的領域における調査を企業の長、管理者、支配人、取締役及び会計長の住所においてのみ行うことができ、また、それを行うのは日の出から日没までの間に限られる。

長官付報告官は、国王の指定する官吏の同行を受けなければならない。

長官付報告官はその任務の遂行に当たって、警察官の支援を受けることができる。

陳述の秘密を保証する特別法に拘らず、公共機関は、長官付報告官がその任務を果たすための支援、特に要求される文書及び情報の伝達を行わなければならない。

長官付報告官は検証に当たって、国王がその目的で指定した官吏により支援されるものとする。

前段落にいう官吏は、検証の任務を遂行するにあたって、その目的に合致する全ての文書を収集する権限を与えられる。同官吏はまた、有用な情報を提供することのできる者を審問することができる。

ただし調査は、共同して行動する最低 2 名の官吏によって、また、長官付報告官の事前の同意を得ている場合に限り、行うことができる。

長官付報告官から委任された任務を遂行するに当たっては、これらの官吏は長官付報告官の監督下に置かれる。

[3] 長官付報告官は強制ライセンス委員会事務局に報告書を提出し、それには自己の意見を添付しなければならない。委員会は、特許権者及び、適切である場合は、強制ライセンス付与についての請求人又は取得者を審理するまでは、その意見を表明してはならない。これらの者は、弁護士又は個々の場合において委員会が特に承認する者の援助を受け、又はそれらを代理人とすることができる。委員会はまた、尋問することが有用と考える専門家その他の者の意見を聴取する。委員会は、長官付報告官に追加の情報を取得するよう指示することができる。事務長は、委員会開催の最低 1 月前に、委員会において審問を予定している者に書留郵便で通知する。緊急の場合は、上記の期間は半分に削減することができる。

[4] 本法により長官付報告官及び[2]第 10 段落にいう官吏に委任された職務の遂行に対する妨害又は故意の遅延には、8 日以上 3 月以内の禁錮及び 26 フランから 10,000 フランまで又はその何れか一方の刑を科すことができる。

虚偽の陳述も同じ刑に処する。

特に次の者は、職務の遂行を故意に遅延させ又は妨害するものとみなす。

(1) 要求された情報又は文書の提出を拒否する者

(2) 不正確な情報又は文書であることを知りながら、それを提出する者

刑法典第 1 巻が、第 VII 章及び第 85 条を除外することなく、本項に述べる犯罪に適用される。

[5] 強制ライセンス委員会の運営費は、中央経済会議の予算によって負担する。

第 36 条

新しい要因が生じた場合は、特許権者又は実施権者は、相互の義務及び利用の条件について行われた決定のうち何れか該当するものについて、再審査を要求することができる。再審査を行う権限は、当該決定を行った機関に属するものとし、また、採択される手続は、再審査の対象となっている決定を下すために定められているものと等しいものとする。

第 37 条

[1] 実施権者が特許権者に対して不法行為を行ったこと、又は実施権者が自己の義務を履行しなかったことが確定判決で明らかになる場合、大臣は特許権者の請求に基づき、強制ライセンスを取り消すものとする。

[2] 実施のために大臣が定めた期限が終了するときまでに、実施権者が特許発明をベルギーにおける有効かつ継続的な生産の方法で実施していなかった場合、大臣は利害関係人の請求に基づき、不実施を理由として、付与した強制ライセンスを取り消すことができる。

[3] 大臣は意見を聴取するために、取消についての決定を強制ライセンス委員会に提出する。取消の決定には理由を付さなければならない。該当する場合は、取消決定が同委員会の意見に従わなかった理由を示さなければならない。

取消の決定は、要旨を官報で公告し、また、公報に記録する。

第 38 条

強制実施権者は、ライセンスの実施のために使用されている事業の該当部分と共に行い、また、第 31 条[1](2)に基づくライセンスは従属特許とあわせて行うことを条件とする場合を除き、ライセンスから生じる権利を第三者に移転又はサブライセンスをしてはならない。

第 45 条を準用する。

第 39 条

[1] 特許は、第 40 条にいう更新手数料の納付を条件として、出願日から第 20 年の末日に消滅する。

[2] 更新手数料の納付を条件とするが、出願人が第 21 条[3]に規定する調査手数料を納付しないとき又は、該当する場合は、出願人が第 21 条[8]にいう調査報告を当該期間の満了前に庁に提出しないときは、特許は出願日から第 6 年の末日に消滅する。

[3] 第 21 条[7]にいう場合において、特許出願人が第 22 条[2]第 3 段落で提供される選択権の利益を享受しないとき及び発明に影響する秘密保持が特許出願日後 6 年を超えたときに解除されるときは、その特許出願は、更新手数料の納付を条件とするが、調査手数料が納付されなかった場合は、調査手数料納付について規定する期間の満了と共に効力を失う。

第 40 条

[1] 効力を維持するためには、特許出願又は特許に対し、特許出願日から第 3 年以降についての更新手数料を納付しなければならない。

更新手数料は前払で納付しなければならない。支払期限は、特許出願日から 1 年経過した日を含む月の末日とする。更新手数料は支払期限日前 6 月以前には有効に納付することはできない。

更新手数料を支払期限までに納付しなかった場合、次の通り納付することができる。

(a) 納付期限から 1 月以内に納付する、この場合、追加手数料を要しない。

(b) 更新手数料を納付期限から 1 月以内に納付しなかった場合、更新手数料の納付期限から 6 月の恩恵期間に、追加手数料を負担して納付する。

[2] [1]に規定する 6 月の恩恵期間内に更新手数料が納付されないときは、特許出願者又は特許権者は自動的にその権利を失う。権利喪失は、納付されなかった更新手数料の納付期限に遡って効力を生じる。権利喪失は、登録簿に登録される。

第 41 条

[1] 第 40 条[2]にいう場合において、特許出願人又は特許権者が更新料不納付の正当な理由を提出できるときは、権利の回復を請求することができる。

[2] 回復の請求は、第 40 条[1]にいう恩恵期間の満了から 2 月以内に大臣に対し行うことができる。回復請求は登録簿に登録される。

回復が認められる場合、回復は、特許出願人が回復決定の日から 1 月以内に更新手数料及び追加手数料に加え、不納付の手数料と同額の補充手数料を支払ったとき、初めて効力を生じる。回復は登録簿に登録される。

[3] 第 40 条[2]に規定する権利喪失の時から[2]の規定により権利回復が効力を生じる時までの間に、ベルギーにおいて善意で特許に係わる発明を実施し又はその目的のために必要な準備をしていた者は、引き続きその発明を自己の事業の目的に使用することができる。本項に規定する権利は、それが属する事業と共にする場合に限り、移転することができる。1955 年 1 月 10 日及び 1955 年 8 月 4 日法律を適用する。

前段落の規定は、第 29 条第 1 段落に規定する保護が特許出願の回復に従って効力を回復する場合に適用する。

第 42 条

[1] 特許権者は、大臣に対する署名入りの書簡によって特許を放棄することができる。放棄は、特許に係わる 1 又は 2 以上のクレームに限定することができる。放棄の申立は登録簿に登録される。

[2] 権利の全面的な放棄は、放棄申立が登録簿に登録された日に、特許を消滅させる。前記の日に、特許を維持するための更新手数料が納付されていなかった場合は、その特許の消滅は、納付された最後の更新手数料に係わる期間の末日に効力を生じる。

[3] 権利の部分放棄は、放棄申立の登録簿への登録の日に、放棄されるクレームに起因する権利を消滅させる。

[4] 共有の場合は、権利放棄は、それが全部であれ又は一部であれ、共有者全員によって行われなければならない。

[5] 質権又はライセンスに起因する用益権が登録簿に登録されている場合は、特許は、当該権利の所有者の同意がある場合に限り、その全部又は一部を放棄することができる。

[6] 所有権請求の対象である特許、差し押さえられている特許又は強制ライセンスを付与する決定の対象である特許は、全部であれ一部であれ、放棄することはできない。

[7] 本条の規定は、特許出願に準用する。

第5部 財産権の対象としての特許及び特許出願

第43条

[1] 別段の合意がある場合を除き、特許出願又は特許の共有は、本条の定めるところによる。

[2] 各共有者は、自らその発明を実施する権利を有する。

共有者は他の共有者の同意を得ないで又は、同意のない場合は裁判所の許可を得ないで、特許出願若しくは特許に権利の負担をかけ、ライセンスを付与し又は侵害訴訟を起こすことができない。

分割できない持分は、平等とみなすものとする。

共有者が自己の持分を譲渡しようとするときは、他の共有者は譲渡の意思の通知を受けた日から3月の間、先買権を有する。

何れの当事者も譲渡の条件を定めるため、裁判長に非公開判決の規則に従い専門家を選任するよう請求することができる。専門家の結論は当事者双方を拘束する。ただし、その通知から1月以内に当事者の一方が譲渡を止める旨の宣言をするときは、この限りではない。この場合は、その当事者は裁判費用を負担する。

[3] 民法典第3巻第1編第VI章第I部及び第IV部の規定は、特許出願又は特許の共有に適用しない。

[4] 特許出願又は特許の共有者は他の共有者に対し、自己の持分を彼らの利益のために放棄する旨を通知することができる。この放棄が登録簿に登録されたときは、前記の共有者は他の共有者に対し、一切の義務を免除される。後者は別段の合意がある場合を除き、当該共有者間において、共同財産における各自の権利の割合に応じ、放棄された持分を分割する。

第44条

[1] 特許出願又は特許の譲渡は、それが全部に対するものであれ一部に対するものであれ、庁に通知しなければならない。

[2] 特許出願又は特許の生存者間での譲渡は書面によるものとし、これを怠るときは、無効を宣告することができる。

[3] [1]にいう通知には、次に掲げるものを添付しなければならない。

(1) 譲渡証若しくは権利移転を記録する公の文書の認証謄本、又は当該証書若しくは文書の認証抄本であって権利移転を十分に証明するもの

(2) 手数料納付の証明

[4] 通知は受領の年代順に登録簿に登録される。

[5] 第9条が規定する場合を留保することを条件とするが、移転は、移転の日前に第三者が取得した権利に影響を及ぼさない。

[6] 譲渡又は移転は、その通知が[3]にいう証書又は文書から生じる限度内において、登録簿

に登録されるまでは、庁又は第三者に対し効力を有しない。ただし、通知の登録前においても、譲渡又は移転は、譲渡又は移転の日後に権利を取得した第三者であって、当該権利を取得したときその事実を知っていた者に対しては効力を有する。

第 45 条

[1] 特許出願又は特許の全部又は一部は、王国の全領域又はその一部に対する契約によるライセンスの対象とすることができる。ライセンスは排他的又は非排他的なものとするができる。ライセンスは書面によるものとし、これを怠るときは無効を宣告することができる。

[2] [1]に規定するライセンスの限度を超えている実施権者に関し、特許出願又は特許によって付与される権利に依存することができる。

[3] 第 44 条[5]の規定は、特許出願又は特許に関するライセンスの許諾に適用する。

[4] 特許出願又は特許に関するライセンスの許諾及び次号にいう申立についてなされる補正は、庁に通知しなければならない。

通知は、当事者双方の署名した申立書を提出することによって行う。国王は前記申立の内容及び条件を規定し、及び、前記申立を登録する前に納付すべき手数料の額を指定する。

[5] 特許出願又は特許に関するライセンスの許諾及び前項にいう申立についてなされる補正は、当該申立又は補正された申立が登録簿に登録されるまで、かつ、当該申立に起因する限度内において、庁又は第三者に対し効力を有しない。第 44 条[6]第 2 段落を適用する。

[6] 特許出願又は特許に関するライセンスの移転は、書面によって行うものとし、これを怠るときは、無効とすることができる。移転は、庁に通知しなければならない。

第 44 条[3]から[6]までの規定は、ライセンスの移転に準用する。

第 46 条

[1] 特許出願又は特許についての用益権、及び特許出願又は特許についての質権は、庁に通知しなければならない。

[2] 第 44 条[3]から[6]までの規定は、前項にいう権利に準用する。

第 47 条

特許出願又は特許の差押は、動産の差押に適用する手続によって行う。

差押を実施する債権者は、差押令状の認証謄本を庁に提出しなければならない。差押は登録簿に登録される。

差押は、特許出願又は特許に起因する権利の所有者がその後において行う如何なる変更も差押を実施する債権者に対し効力を有さないことを意味する。

第 48 条

特許出願につき第三者が取得した権利は、当該出願の結果与えられた特許に対してもその効力を維持する。

第6部 特許の取消

第49条

[1] 特許は次に該当する場合、裁判所によって取り消される。

(1) その対象が第3条若しくは第4条の適用範囲内にあるとき又は第2条、第5条、第6条及び第7条に合致していないとき

(2) 特許が、当該技術に熟練する者が実施できる程度に十分かつ完全に発明を開示していないとき

(3) その対象が出願の内容を超えているとき又は、分割出願に特許が与えられた場合においては、先の出願の内容を超えているとき

(4) 特許権者が第8条の規定による正当な権利を有していないとき

[2] 取消理由が特許の一部のみにかかわるときは、取消は特許についての相応する限定の形式で宣言される。限定はクレーム、明細書又は図面への補正の形式で行う。

第50条

[1] 特許の全部又は一部の取消は、特許出願の提出日に遡って効力を生じる。

[2] 特許権者の過失若しくは悪意によって引き起こされ損害についての訴訟に関する規定又は不当利得について規定に拘らず、特許取消の遡及的効果は次のものには及ばない。

(1) 取消判決前に確定し、執行された侵害訴訟の判決

(2) 取消判決前に締結された契約であって、判決前に履行されたもの。ただし、事情の許す限り、支払済の金額の返還を衡平の原則に照らして主張することができる。

第51条

[1] 特許の全部又は一部が判決、決定又は仲裁判断によって取り消されるときは、取消の決定は、第三者の異議に服することを条件として、当事者全員につき確定する。

確定取消判決は、登録簿に登録される。

[2] 特許の取消に対する上訴は、執行停止の効力を有する。

第7部 特許により付与される権利の保護

第52条

[1] 第27条にいう特許権者の権利の侵害は、侵害者の責任を伴う侵害を構成する。善意は侵害を排除しない。

特許の対象が新規の生産物を取得する方法であるときは、特許権者以外のものが生産した同一の生産物は、反証がない限り、当該方法によって生産されたものと推定する。反証を検証するにあたっては、被告が有する生産上の又は事業上の秘密の保護に関する合法的な権益に配慮しなければならない。

[2] 特許権者及び特許の用益権者は、侵害訴訟を提起する権利を有する。

しかしながら、正当な通知の後、特許権者又は用益権者が当該訴訟を提起しないときは、第31条1によって付与された強制実施権者は、侵害訴訟を提起することができる。

ライセンス許諾契約に別段の定がある場合を除き、前号の規定は排他的実施権者にも適用す

る。

実施権者は自己が個人的に蒙った侵害に対する賠償を求めるために、特許権者又は用益権者が提起した侵害訴訟に参加することができる。

[3] 侵害訴訟は特許が公衆に利用可能とされる日まで提起することができず、また、当該の日以降に犯された侵害についてのみ、提起することができる。

[4] 第 53 条の規定に拘らず、裁判所は被害者の請求に基づき、侵害者に対して次のことを命令する。

(1) 侵害行為の停止

(2) 原告に対し侵害によって生じた損害の賠償金を支払うこと

裁判所は、判決の公告も命ずることができる。

第 53 条

悪意の場合は、裁判所は原告の利益のために、特許侵害によって生産された物品並びに、特にその生産を目的とした器具及び手段を没収するよう命ずるものとする。該当する場合は、既に販売済の物品の金額に等しい金額を裁定するものとする。

第 54 条

侵害訴訟は、侵害行為が行われた日から 5 年を経過した後では禁止される。

第 III 章 庁に対する代理

第 55 条

[1] [2]第 2 段落の規定の適用を条件とするが、何人も特許に関し、庁に対する手続のために職業的代理人に委任することを強制されない。

[2] 特許についての庁に対する手続を他の者の仲介によって行うことを望む自然人及び法人は、職業的代理人によってその手続を行わなければならない。

ベルギーに住所も現実の営業所も有していない自然人及び法人は、出願人自身が出願手続を行う場合を除き、庁に対する特許の手続を行うためには、職業的代理人を自己の代理人とし、同人を介して手続を行わなければならない。

[2-2] 第 40 条にいう更新手数料及び割増手数料の納付については、それが欧州共同体の加盟国に居住している又はそこに設立されている自然人又は法人によって行われる場合は、[2]を適用しない。

[3] 第 57 条[1]の規定に拘らず、ベルギーに住所又は現実の営業所を有する自然人又は法人は、特許に関し被用者の 1 人を代理人とすることができる。当該被用者は職業的代理人である必要はないが、正式な授権を得ていなければならない。国王は、本項にいう法人の被用者がベルギーに現実の営業所を有し、かつ、前者の法人と経済的関連を有する他の法人の代理を行うことの可否、及びその際の条件を定めることができる。

[4] 国王は、共同して手続をとる当事者の代理に関して特別の規定を設けることができる。

第 56 条

「特許に関する一定の国際法を承認する 1977 年 7 月 8 日法律」の規定に拘らず、本章は、当該国際法に従ってなされる特許出願及び当該出願又はその結果与えられる特許に関するそれ以外の行為にも適用される。

第 57 条

[1] 職業的代理人は、その被用者が職業的代理人である場合を除き、自己の被用者の 1 人を介して庁に対する手続をすることはできない。

この様な職業的代理人が特許出願を提出するよう指示されたが、その提出が本人によってなされたときは、提出の記録には正当な授権を得ているその被用者の 1 人が署名することができる。

[2] 本章の目的としては、金融機関を介する手数料の納付は、当該機関に支払命令を発した者による直接の納付とみなす。

第 58 条

第 55 条から第 57 条までの規定に違反して庁に対してなされた行為は、自動的に無効である。不正規に納付された手数料は、その 10 分の 1 を控除して還付する。

第 59 条

庁に登録簿を備え、これに第 56 条にいう事項に関し、庁に対し自然人又は法人を代表する権限を有する職業的代理人に登録する。

国王は職業的代理人登録簿への登録事項，及び登録簿の備置についての指示を定める。

第 60 条

[1] 自然人のみが職業的代理人登録簿に登録することができる。これらの者は次に掲げる条件を満たしていなければならない。

- (1) ベルギー人であり，ベルギーの居住者でなければならない。
- (2) 少なくとも年齢 25 歳以上でなければならない。
- (3) 禁止され又は保護の下にある者であってはならない。
- (4) 刑法第 31 条から第 34 条までの意味における禁止状態にあってはならず，また，有罪判決を受けた者及び破産者のうちの一定の者に対し，一定の職務，職業又は活動に従事することを禁じており，また，商業裁判所に当該禁止を宣告する権限を付与している 1962 年 3 月 14 日法律，1972 年 3 月 16 日法律及び 1978 年 8 月 4 日法律で改正された 1934 年 10 月 24 日勅令第 22 号に規定されている犯罪について，ベルギー又は外国で有罪の判決を受けた者であってはならない。
- (5) ベルギーの大学卒業証書又は少なくとも 4 年間，科学，技術若しくは法律を研究した後に交付されるベルギーの長期型高等教育の卒業証書を保有していなければならない。上記と同一の学科を最低 4 年間研究した後に外国で発行された卒業証書は，予めベルギーの関連機関によってその同等性が承認されていることを条件として，許可されるものとする。
- (6) 国王の定める期間及び条件の下で，特許の分野の活動に従事していなければならない。
- (7) (6)にいう活動の終了後遅くとも 2 年以内に 工業所有権の科目 主として特許に関して，第 61 条に述べる委員会の試験を合格していなければならない。

[2] 国際条約の結果として免除された者又は相互主義に基づき国王の特免を受けた者は，在住及び国籍の要件を満たすことを要しない。

[3] 弁護士会の一員である法律家，又は法律若しくは国際条約の結果，ベルギーにおいて当該職業に従事することを許可されている法律家は，登録簿に登録されていなくとも，庁に対する職業的代理人と同様に行動することができる。

第 61 条

経済省に，第 56 条にいう事項に関し，「庁に対し自然人又は法人の代理となる権利を有する代理人の承認に関する委員会」を設置する。

この委員会は次のことを行う。

- (1) 職業的代理人登録簿に記載されることを希望する者が，第 60 条1から(6)までに規定する条件を満たしているか否かを審査する。
- (2) 第 60 条[1](7)にいう試験を行う。
- (3) 大臣に対し，職業的代理人登録簿への登録又はそれからの抹消に関し，大臣がなすべき決定についての意見を具申する。

第 62 条

同委員会は 2 部門をもって構成される。その内の 1 部門はオランダ語で業務を行い，他の 1 部門はフランス語で業務を行う。国王は同委員会の構成と運営を規定し，第 60 条[1](7)にいう試験の条件を定める。フランス語部門の委員の 1 人はドイツ語言語地域の居住者であって，

ドイツ語についての十分な知識を有していなければならない。

所用の経費は経済省予算に計上しなければならない。

第 63 条

職業的代理人登録簿への登録の請求は、大臣宛てに行わなければならない。大臣はそれを委員会に送付し、意見を求める。意見は一件書類と共に、大臣に提出されなければならない。請求人が要件を満たしているときは、大臣は意見を受理してから 1 月以内に、職業的代理人登録簿に請求人を登録させる。請求人が要件を満たしていないときは、大臣は前記の期間内に、請求を拒絶する。何れの場合においても大臣は、遅滞なく関係人に通知しなければならない。

大臣が委員会の意見とは異なる決定を行うとき、及び請求を拒絶する決定を行うときは、その理由を付さなければならない。

第 64 条

[1] 第 60 条に拘らず、ベルギー又は欧州共同体加盟国に居住する自然人であって、本条の施行日前に、ベルギーにおいて最低 5 年間、慣習的に、かつ満足すべき方法で、特許の分野での独立的代理人として、又は企業の特許部を所管する者として、又は前記の者の 1 人についての特許の分野における有資格の協力者として活動したことを証明できる者は、その請求により、及び[3]にいう委員会の意見に従い、第 60 条[1](2)から(4)までに規定する条件以外の登録条件を満たすことなしに、大臣によって職業的代理人登録簿に登録されることをもとめることができる。

ベルギー又は欧州共同体加盟国の居住者である自然人であって、本条の施行日前に、外国で慣習的、かつ満足すべき方法で、次の者として活動を行っていたことを証明できる者は、当該活動の内、最大 2 年までは、それをベルギーにおいて行っていたものと認めることができる。

欧州共同体加盟国の中央工業所有権官庁が承認する特許の分野での独立的代理人

欧州共同体加盟国に設立された企業の特許部を所管する者

前記の者の 1 人についての特許の分野における有資格の協力者、又は

ベルギーを当事国とする国際協定の結果として設立された政府機関の特許事項責任者

[2] 第 60 条の規定に拘らず、ベルギー又は欧州共同体加盟国の居住者である自然人であって、本条の施行日に、欧州特許庁に対する職業的代理人名簿に記載されていたことを証明することができる者は、その請求により、かつ、[3]にいう委員会の意見に従い、欧州特許条約第 163(2)に基づく上記名簿への登録要件以外の条件を満たしていない場合であっても、当該請求にベルギー当局が発行する証明書が添付されている限り、大臣によって職業的代理人名簿に登録されることをもとめることができる。

[3] [1]及び[2]の規定に基づき提出される職業的代理人登録簿への登録請求を審査する目的で、前記審査の期間中、経済省に委員会が設置されるものとする。

同委員会は 2 部門をもって構成される。そのうちの 1 部門は、オランダ語で業務を行い、他の 1 部門はフランス語で業務を行う。

国王は、同委員会の構成と運営を規定する。フランス語部門の委員の 1 人は、ドイツ語言語地域の居住者であって、ドイツ語についての十分な知識を有していなければならない。

所要の経費は、経済省予算に計上しなければならない。

[4] 登録請求は、その関連書類を添えて、本条の施行日から遅くとも 3 月以内に、大臣に対し書留郵便で送付されなければならない。

大臣はそれを委員会に送付し、審査及び意見を求める。

意見は、一件書類と共に大臣に提出される。

請求人が所要の条件を満たしているときは、大臣は当該意見の受理後 1 月以内に、請求人を職業的代理人登録簿に登録させる。請求人がこの要件を満たしていないときは、大臣は同一期間内にその請求を拒絶する。何れの場合にも、大臣は遅滞なく関係人に通知しなければならない。

大臣が委員会の意見とは異なる決定を行うとき、及び請求を拒絶する決定を行うときは、その理由を付さなければならない。

第 65 条

職業的代理人名簿に登録された者は大臣に対し、登録簿から自己の名が抹消されるよう請求することができる。

第 66 条

次に掲げる者は職業的代理人登録簿から抹消される。

(1) 死亡した者、又は第 69 条の規定による無能力者となった者

(2) 第 63 条の規定により職業的代理人登録簿に登録されたが、もはや第 60 条1及び(3)の条件を満たしていない者、又は国際条約の規定若しくは第 60 条[2]の下での相互主義に依存することができない者

(3) 第 64 条[1]の規定により職業的代理人登録簿に登録されたが、もはやベルギー若しくは欧州共同体の居住者ではない者、又は禁止され若しくは保護の下におかれるようになった者

(4) 第 64 条[2]の規定により職業的代理人登録簿に登録されたが、欧州特許の付与に関する条約についての施行規則の中の規則第 102(2)(a)から(c)までに掲げる理由の 1 つに基づき、又は同条約第 134 条(8)(c)の下でとられた制裁措置に服させられたという理由で、職権により欧州特許庁に対する職業的代理人名簿から抹消された者

(5) 登録請求又は登録補正請求のとき、故意に真実ではない文書又は申立を提出した者

(6) 有罪の判決を受け、又は第 60 条[1](4)にいう禁止に服させられた者

(7) 庁に対する特許代理人としての職務の遂行において、重大な罪を犯した者

(5)から(7)までの規定による抹消の期間は、1 年以上とする。

第 67 条

登録が抹消された職業的代理人は、抹消の原因となった理由が存在しなくなったとき、第 66 条(4)の制裁措置が効力を失ったとき、又は第 66 条(5)及び(7)の抹消の期間が終了したときは、その請求により職業的代理人名簿に再登録されることができる。

第 68 条

死亡の場合を除く第 66 条にいう各場合、又は第 67 条の規定により再登録が請求されるときは、大臣は承認委員会から事前に意見を徴しなければならない。

同委員会は、事件が審理される期日の少なくとも 20 日前に、書留郵便で関係当事者に通知しなければならない。関係当事者は、弁護士又は職業的代理人の補助を受け、又は代表されることができる。

通知書は一件書類と共に、大臣に送付されなければならない。

大臣が抹消する若しくは再登録を拒絶する決定をするとき、又は委員会の意見と異なる決定をするときは、その理由を示さなければならない。

大臣は抹消、再登録又は再登録の拒絶に関する決定を、遅滞なく関係人に通知しなければならない。その通知の受領日から 1 月以内に、抹消又は再登録が行われる。

第 69 条

職業的代理人が死亡した場合、又は代理業務の遂行を阻止された場合は、その者に委託されていた庁に対する事項は、他の職業的代理人が 6 月の間これを処理することができる。その場合、後者は自己がそのように委託されたことを証明することを要しない。

第 70 条

職業的代理人登録簿は庁に備えておくものとし、利害関係人の閲覧のために開放するものとする。

職業的代理人名簿は毎年、官報及び公報に公表する。

1 年間に生じた変動も、同様に公表する。

第 IV 章 雑則

第 71 条

[1] 国王は、本法に規定する又は本法から生じる手数料，追加手数料及び賦課金について，その金額，納付の期限及び方式を定める。

[2] 庁が特許について特別の役務を提供するとき，国王は賦課金を規定することができ，その金額，納付の期限及び方式を定める。追加賦課金の額は，如何なる場合にも 5,000 フランを超えてはならない。

[3] 国王は欧州経済地域又は世界貿易機関の加盟国の国民である自然人に対し，その所得が 1992 年の所得税法典第 131 条以下に規定する免税金額を超えていない場合，国王が定める手数料，追加手数料及び賦課金を減額することができる。該当する場合は，外国通貨で表示された所得は，該当する通貨に対する仲値でベルギー・フランに換算されなければならない。特許性のないことが明白である発明については，減額は許可されない。

[4] 国王は不当に納付された手数料，追加手数料及び賦課金の全部又は一部が返還されるべき場合を定めるものとする。

第 72 条

本法で規定されている，又は本法によって徴収の権限が与えられている更新手数料以外の手数料及び賦課金の納付は，納付日に有効な料率で行われたときは，有効であるとみなされるものとする。

更新手数料の納付は，第 40 条[1]第 2 段落に規定されている納期日に有効な料率で行われるときに限り，有効であるとみなされるものとする。更新手数料の料率が変更される場合において，新料率の実施前になされた納付が不十分であるときは，新期日に必要とされる金額まで，新期日から 6 月の恩恵期間内に補充されたときに限り，納付は有効に行われていたものとみなされるものとする。この場合は，割増金は賦課されない。

本法又はその施行規則に別段の定がある場合を除き，徴収された手数料及び賦課金は返還されない。

第 73 条

[1] 第 1 審裁判所は，請求額の如何に拘らず，特許にかかわる請求について管轄権を有する。不正競争の問題に関連している特許侵害に係わる請求は，第 1 審裁判所により専属的に審理されるものとする。

[2] 侵害若しくは実施がその管轄区域で行われた控訴裁判所の本部において開廷される裁判所，又は原告の選択により，被告若しくは被告の 1 人の住所若しくは居所がその管轄区域にある控訴裁判所の本部において開廷される裁判所が，特許侵害又は第 29 条にいう補償金の決定に関する請求について，専属的管轄権を有する。

[3] 特許に関する実体的申立は，前項の裁判所に提起しなければならない。

[4] 被告又は被告の 1 人の住所又は居所がその管轄区域にある控訴裁判所の本部において開廷される裁判所が，次に掲げる事項を審理する専属管轄権を有するものとする。

(1) 特許出願又は特許の所有権を請求する申立

(2) 強制ライセンスについて相互的義務の決定を求める申立

- (3) 特許の無効を求める申立
 - (4) 特許出願又は特許に関する譲渡契約についての異議
 - (5) 特許出願又は特許の対象である発明を実施するライセンスに関する移転契約についての異議，又は当該ライセンスに対する移転契約についての異議
 - (6) 1955年1月10日法律第10条に規定する調停が不調に終わったときに，同条にいう特許発明及びその関連のノウハウに関して提起される異議
- [5] 被告がベルギーに住所も居所も有していないときは，訴訟は原告の住所又は居所について管轄権を有する控訴裁判所の本部において開廷される裁判所に提起することができる。
- [6] 前数項の規定に反する合意は無効である。
- ただし，本条は特許出願若しくは特許の所有権，又は特許の有効性若しくは特許侵害，又は第29条にいう補償金の決定に関する異議，又は強制ライセンス以外の特許ライセンスに関する異議であって，仲裁に付託されたものを排除するものではない。

第74条

本法に基づき判決が行われた裁判所の書記官は，判決の日から1月以内に手数料を課すことなく，庁に判決の写を送付しなければならない。仲裁裁判所についても同じ義務が課せられるものとする。

第75条

[1] 「特許」という用語は，1925年12月30日法律「発明特許，商標，工業意匠及び工業所有権一般を改正する件」であって，1932年7月23日法律，1939年11月17日勅令第85号及び1978年6月26日法律でそれぞれ改正されたものの第6条から削除する。

[2] 「及び発明特許」の用語は，司法典第569条1.(7)から削除する。

[3] 「発明特許」の用語は，同法典第627条(5)から削除する。

[4] 同法典第1488条に次の規定を補充する。

「特許に関しては，その管轄区域において侵害若しくは実施が生じた控訴裁判所の本部で開廷される裁判所，又は原告の選択により，その管轄区域に被告若しくは被告の1人が住所若しくは居所を有する控訴裁判所の本部で開廷される裁判所に，実体令状が提出されなければならない。

[5] 種々の国際文書を採択する1977年7月8日法律第2条(1)において「工業的及び商業的所有権庁」の用語は，「工業所有権庁」の用語によって置き換えられるものとする。

第76条

次のものを廃止する。

(1) 発明特許に関する1854年5月24日法律であって1857年3月27日法律，1919年10月24日法律，1924年8月3日法律，1925年12月30日法律，1933年6月30日勅令，1939年11月17日勅令第85号，1964年6月1日法律，1967年10月10日法律，1978年6月26日法律によってそれぞれ改正されたもの

(2) 工業所有権の一定の事項を規制する1919年10月11日法律第17条

(3) 「ベルギーでの公の又は公に認められた国際博覧会の開催に際し，特許，商標，工業意匠出願を容易にする件」に関する1957年7月15日法律であって，1969年6月30日法律に

よって改正されたもの

(4) 職業的特許代理人登録簿を設置する 1978 年 8 月 9 日法律

第 77 条

[1] 本法の施行の前に提出された特許出願は、提出時に適用されていた法律に従って取り扱われるものとする。

[2] 本法は、その施行の前に与えられていた特許に直ちに適用されるものとし、それにより本法施行の前に存在していた既得権は維持されるものとする。

[3] 第 40 条、第 41 条及び第 72 条は、本法の施行の前に提出された特許出願又は付与された特許に適用する。

国王は、[1]にいう特許出願及び特許を維持するために納付されるべき更新手数料について、その料率、期限及び徴収方法を定める。

第 78 条

第 59 条及び第 64 条を除き、本法の各条の施行日は、国王がそれを定める。施行日は官報における本法の公布の日から 24 月の期間の満了より遅くてはならない。